

# 教員養成課程における 「教科に関する専門的事項（音楽）」に関する一考察

長山 弘・寺内大輔・権藤敦子  
(2018年10月4日受理)

A Study on the Specialized Contents Related to the Subject (Music)  
in Elementary School Teacher Training

Hiroshi Nagayama, Daisuke Terauchi and Atsuko Gondo

**Abstract:** This study delves into what should comprise the Specialized Contents Related to the Subject (Music) in elementary school teacher training. The Central Council for Education's 2015 report, "Improvement in competency of teachers who will carry forward future education in schools," suggested the following new directions for changes in teacher training: i.e., (1) to enlarge the categories for specialties or to integrate subjects within teacher training courses and (2) to prepare policies to organize the core curricula for teacher training courses. In 2017, Hiroshima University was assigned a project for integral reform of the promotion of teacher development, employment, and training for career advancement. Our team drew up a plan for the core curriculum for the Specialized Contents Related to the Subject (Music) in elementary school teacher training. This study compares this new curriculum with two other plans and examines all curricula from several perspectives. The results show that the standard for the core curriculum subjects has become a double-edged sword. Teacher trainers should refer to this standard in developing their own contents and teaching methods for student teachers.

Key words: music, teacher training, core curriculum, subject, specialized contents

キーワード：音楽，教員養成，コアカリキュラム，教科に関する専門的事項

## 1. はじめに

平成27年12月21日付中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」を受けて、教育職員免許法施行規則上の科目区分が大括り化されることとなった（平成29年11月17日改正省令公布，施行期日は平成31年4月1日）。文部科学省からの通知（文部科学省 2017a）によれば，教科及び教科の指導法に関する科目が大括りにされ，教科（領域）に関する専門的事項の複数の事項を取り扱う科目や，教科（領域）に関する専門的事項を各教科（保育内容）の指導法と融合した科目の開設が可能とされた。その上で，「教科に関する専門的事項と教科の指導法の連携の強化について」の留意事項として，「今般の教育

職員免許法及び教育職員免許法施行規則の改正の趣旨が，従来の教科に関する科目と教科の指導法の連携の強化であることを踏まえ，各養成課程においては，教科に関する専門的事項（幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては領域に関する専門的事項）と教科の指導法（幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては保育内容の指導法）の連携を強化し，両者を統合する科目を開設したり，教科に関する専門的事項を単独で開設したりする場合であっても，学校現場の教育内容を踏まえた授業を実施する等の取組が，各養成課程の自主的な判断の下，行われることが期待されること」と示された。今般の学校現場をめぐる状況の変化や学習指導要領の改訂を踏まえ，教職課程において学生が修得すべき内容等を改め，大学の

創意工夫により質の高い教職課程を編成することが求められている。

答申では、同時に、教育課程の編成にあたり参考とする指針（教職課程コアカリキュラム）の整備のための検討を進める必要が示された。平成28年9月より、教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会を中心に教職課程で共通的に身につけるべき最低限の学修内容の検討が行われ、平成29年11月に出された教職課程コアカリキュラムは、教職実践演習を除く現行の「教職に関する科目」が対象とされた。これは、教育職員免許法及び同施行規則に基づき全国すべての大学の教職課程で共通的に習得すべき資質能力を明確化し、大学（養成）、教育委員会等（採用・研修）、文部科学省（行政）等の関係者が活用することにより全国的な教員の資質水準向上を目指したものである。

教科に関する科目については、東京学芸大学が委託された外国語（英語）コアカリキュラムと、一般社団法人保育教諭養成課程研究会に委託された幼稚園教諭養成に関するモデルカリキュラムが先行して作成され、それらに基づいて、教職課程コアカリキュラムとともに、平成29年11月の改正で「教職課程認定審査の確認事項」に位置づけられ、教職課程認定申請の際の提出物としてコアカリキュラム対応表が各大学に一律に求められた。なお、小学校教育コアカリキュラムの「教科に関する専門事項」はまだ確定には至っていない。

小論は、こうした動向を踏まえ、主として小学校教員養成における「教科に関する専門的事項（音楽）」の科目編成に向け、筆者らのうちの2名（寺内、権藤）が作成に携わった、広島大学の「教科に関する専門的事項（音楽）」のモデルコアカリキュラム（以下、広島大学モデルとする）を中心とした考察を行う。これは、平成29年から平成30年にかけて広島大学が委託された、文部科学省の初等中等教育等振興事業委託費による委託事業「教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」の一環である。その成果は、平成30年1月に開催された報告会で報告され、あわせて報告書も作成されている。考察においては、筆者らのうち、同モデルの作成に携わっていない長山の視点を中心に展開していきたい。

## 2. 広島大学モデルの概要

まず、広島大学モデルができるまでの経緯とその内容について述べる。

### 2.1. 広島大学モデルの開発の経緯

平成29年3月、文部科学省は、「教員の養成・採用・

研修の一体的改革推進事業」の公募を行った。事業には7つのテーマが設けられ、そのうちの1つが「教科教育モデルカリキュラムの策定事業」であった。広島大学は、英語科以外の全教科のモデルコアカリキュラムの開発を目的とした事業の企画提案書を文部科学省に提出、同年6月、静岡大学とともに採択された。

開発にあたり、各教科6～7名（広島大学の教員、他大学の教員、教育委員会の指導主事、小学校教員）から成る「教科グループ」が結成された。音楽科は、本稿の筆者である寺内、権藤のほか5名を含めた計7名のメンバーから成る。カリキュラムは、「教科の指導法（音楽）」、「教科に関する専門的事項（音楽）」から構成されている。前述したように、本稿の検討対象は後者の「教科に関する専門的事項（音楽）」である。

### 2.2. 各大学の現状

広島大学モデルの作成に携わったメンバーは、各大学の現状を知るため、西日本の教員養成系大学のうち、シラバスを公開している59大学（国公立24、私立35）の音楽科の専門分野に関わる科目（指導法に関わる科目は除く）の講義シラバスを調査した。科目名は「音楽」、「初等音楽」、「初等音楽科内容学」、「音楽表現」など、ほとんどが音楽科の幅広い内容を包括的に示す名称になっている。ただ、なかには「ピアノ演習」のように、特定の技能の習得に焦点化した名称にしているケースも見られる。

多くの大学に共通する内容を概観すると、次の3つの内容に直接的ないし間接的に関係している。焦点化して行われている科目もあれば、横断的に行われている科目もある。

- ①楽典、音楽理論、音楽形式、音楽史、音楽文化にかかわる知識の理解
- ②ピアノ（演奏、伴奏の両方を含む）、歌唱（合唱も含む）、器楽（合奏も含む）、弾き歌い、音楽づくり（編曲も含む）、読譜、移調などの技能の習得
- ③音楽鑑賞の能力の向上

ほとんどのシラバスには、その目標として「小学校教員として必要な～の技能を身に付ける」などの文言が含まれていることから、受講する学生が将来小学校教員になることを見据えて設定された講義であることがわかる。しかしながら、その内容をみていくと、小学校教員養成課程の科目として改善の余地が指摘できる点もあった。そのなかから3つの点を挙げ、筆者らによる所見を述べる。

1点目は、小学校音楽科の内容と直接関係のない学習材が用いられている場合が見受けられたことである。例えば、ピアノの技能を身に付けることを目標とした科目において、「ブルグミュラー」「ソナチネアルバム」「ソナタアルバム」を扱ったり、歌唱の技能を身に付けることを目標とした科目において「コンコーネ」を扱ったりする場合である。「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議」では、「大学によっては、担当教員が専門で研究している偏った内容を学生に教え、結果的にそれが学校現場で実践に結び付かないとの声が上がっていた例がある」といった指摘がされている（文部科学省 2017b）。もちろん、演奏技能を高めること自体は小学校教員にとって当然役に立つはずであるから、このような曲集や教則本を用いた学習が「学校現場で実践に結び付かない」とは言えない。しかしながら、これらに収録されている楽曲を小学校授業で教師が演奏する機会はほとんどなく、内容的には学校現場での実践とはやや遠いと言えるだろう。

2点目は、扱われている内容に偏りがみられたことである。例えば、「音楽づくり」「鑑賞」は、いずれも小学校の音楽科において重要な活動内容であるが、調査したシラバスのなかでは比較的少ない傾向にあった。

3点目は、扱われている内容が限定的である場合が見受けられたことである。前述の「ソナタアルバム」や「コンコーネ」などの曲集・教則本は、ごく限られた時代、限られた様式の音楽しか扱っていない。また、音楽史を扱っているある大学では、西洋音楽史のバロックからロマン派までという限定的な内容が記されていた。限られた時間数のなか、内容の精選はやむを得ないことではあるが、多種多様な音楽を幅広く取

り上げる小学校音楽科の内容を考えると、あまり限定的になり過ぎるのは適切ではないだろう。

### 2.3. 広島大学モデルの「教科に関する専門的事項（音楽）」の内容

広島大学モデルの「教科に関する専門的事項（音楽）」の内容は表1のとおりである。

表1にあるように、ひとつの全体目標に基づいて、学習内容が、すべてを包括した「1 授業実践に必要な音楽的能力と音楽科に関する背景的な知識・技能」から、「(1) 授業実践に必要な音楽的能力」と「(2) 音楽科に関する背景的な知識・技能」に分かれ、さらに、それらが各々3つ～4つの学習内容に分かれている。すなわち、大きな枠組みから各学習項目へと階層的に細分化されていくという構造になっているのである。

この内容は、平成27年に告示された学習指導要領に書かれた内容に合わせて設定されている。「(1) 授業実践に必要な音楽的能力」として設けている3つの学習項目と到達目標は、学習指導要領の「1 教科の目標」に示されている3項目にそれぞれ対応している。「(2) 音楽科に関する背景的な知識・技能の到達目標」の4点の学習項目もまた、学習指導要領に示されている内容に準拠して作られている。「A 表現（歌唱、器楽、音楽づくり）」、「B 鑑賞」という二つの領域に、「[共通事項]」に関連する知識と、今回の学習指導要領の改訂においてとりわけ求められている「我が国や郷土の音楽に親しみ、よさを一層味わうことができるよう、和楽器を含む我が国や郷土の音楽の学習の充実を図る」ことに関連した「我が国や諸外国の音楽に関する知識・技能」を加えている。

このように、広島大学モデルは、徹底して新学習指

表1 広島大学モデルの「教科に関する専門的事項（音楽）」の内容（広島大学大学院教育学研究科 2018b : p.23）

全体目標		小学校における音楽科の授業実践に必要な、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を育成する能力と、音楽科に関する背景的な知識・技能を身に付ける。		
学習内容	1 音楽科実践に関する背景的な音楽的能力と技能	(1) 音楽的実践力に必要な	一般目標	小学校における音楽科の授業を担当するために必要な、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を育成する能力を、授業場面を意識しながら身に付ける。
			学習項目	① 曲想と音楽の構造などとの関わりについての理解と、表したい音楽表現をするために必要な技能の習得を促す力 ② 音楽表現を工夫したり、音楽を味わって聴いたりすることを促す力 ③ 音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培うことを目指し、音楽活動の楽しさの体験を促す力
			到達目標	1) 曲想と音楽の構造などとの関わりについての理解と、表したい音楽表現をするために必要な技能の習得を促す力を身に付けている。 2) 音楽表現を工夫したり、音楽を味わって聴いたりすることを促す力を身に付けている。 3) 音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培うことを目指し、音楽活動の楽しさの体験を促す力を身に付けている。
	(2) 音楽科に関する	一般目標	幼・小・中学校の接続を踏まえながら、小学校音楽科の授業を担当するために必要な背景的な知識・技能を身に付ける。	
		学習項目	① 音楽表現に関する知識・技能 ② 鑑賞に関する知識 ③ [共通事項]に関連する知識 ④ 我が国や諸外国の音楽に関する知識・技能	
		到達目標	1) 音楽表現に関する知識・技能を身に付けている。 2) 鑑賞に関する知識を身に付けている。 3) [共通事項]に関連する知識を身に付けている。 4) 我が国や諸外国の音楽に関する知識・技能を身に付けている。	

導要領に準拠して作成され、用いられている文言に至るまで学習指導要領と同一である。

### 3. 広島大学モデルと他モデルとの比較

#### 2.4. 学習内容の各項目の詳しい内容

報告書には、「解説」のページが設けられ、学習内容の各項目について、より詳しい内容が示されている(広島大学大学院教育学研究科 2018b : pp.91-96)。この内容についても、学習指導要領解説(文部科学省 2018)に準拠した内容となっている。その内容を筆者が整理したものが表2である。なお、表中の【短期】、【継続】という書き込みについては後述する。

ここからは、「教科に関する専門的事項(音楽)」の科目編成に向けた考察を行うための手がかりとして、広島大学モデルの特徴を、同時期に開発された静岡大学による教科教育モデルコアカリキュラム案(以下、「静岡大学モデル」とする、広島大学大学院教育学研究科 2018a : pp.75-78)、及び日本教育大学協会による2017年版音楽科モデル・コア・カリキュラムモデル(以下、「教大協モデル」とする、高橋ほか 2018)と比較しながら検討する。

表2 到達目標を達成するために必要な知識・技能

<p>(1) 授業実践に必要な音楽的能力</p>	<p>①曲想と音楽の構造などとの関わりについての理解と、表したい音楽表現をするために必要な技能の習得を促す力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○思いや意図に合った歌唱表現ができる力を育成するための知識・技能                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わりについて理解しながら、範唱を聴いたり、ハ長調及びイ短調の楽譜を見たりして歌う技能【短期】</li> <li>・曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わりについて理解しながら、呼吸及び発音の仕方に気を付けて、自然で無理のない、響きのある歌い方で歌う技能【継続】</li> <li>・曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わりについて理解しながら、各声部の歌声や全体の響き、伴奏を聴いて、声を合わせて歌う技能【継続】</li> </ul> </li> <li>○思いや意図に合った器楽表現ができる力を育成するための知識・技能                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・曲想と音楽の構造との関わりや、多様な楽器の音色や響きと演奏の仕方との関わりについて理解しながら、範奏を聴いたり、ハ長調及びイ短調の楽譜を見たりして演奏する技能【継続】</li> <li>・曲想と音楽の構造との関わりや、多様な楽器の音色や響きと演奏の仕方との関わりについて理解しながら、音色や響きに気を付けて、旋律楽器及び打楽器を演奏する技能【継続】</li> <li>・曲想と音楽の構造との関わりや、多様な楽器の音色や響きと演奏の仕方との関わりについて理解しながら、各声部の楽器の音や全体の響き、伴奏を聴いて音を合わせて演奏する技能【継続】</li> </ul> </li> <li>○発想を生かし、思いや意図に合った音楽づくりができる力を育成する知識・技能                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・いろいろな音の響きやそれらの組み合わせの特徴と、音やフレーズのつなげ方や重ね方の特徴を、それらが生み出すよさや面白さに関わらせて理解しながら、設定した条件に基づいて、即興的に音を選択したり組み合わせたりして表現する技能【継続】</li> <li>・いろいろな音の響きやそれらの組み合わせの特徴と、音やフレーズのつなげ方や重ね方の特徴を、それらが生み出すよさや面白さに関わらせて理解しながら、音楽の仕組みを用いて、音楽をつくる技能【継続】</li> </ul> </li> </ul> <p>②音楽表現を工夫したり、音楽を味わって聴いたりすることを促す力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・音楽表現を工夫することを児童に促す力【継続】</li> <li>・歌唱や器楽の活動において、曲の特徴を意識し、見通しをもって表現を工夫できる力を身に付けさせる力【継続】</li> <li>・音楽づくりの活動において、児童の発想、思いや意図をできるだけ多様に想定する力【継続】</li> <li>・多様なジャンルの音楽がもつ異なる特徴を体験的に理解する力【継続】</li> </ul> <p>③音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培うことを目指し、音楽活動の楽しさの体験を促す力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・音楽活動の楽しさの体験を促す力【継続】</li> <li>・音楽文化の多様なあり方に目を向け、音楽と人との関わりを意識した、楽しさそのものの多様性についての知識【継続】</li> </ul>
<p>(2) 音楽科に関する背景的な知識・技能</p>	<p>①音楽表現に関する知識・技能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・声の種類や変声期に関する知識【短期】</li> <li>・楽器の名称や種類・素材・演奏法・特徴・扱い方に関する知識【短期】</li> <li>・メトロノームや譜面台などの教具及び視聴覚機器の名称や扱い方に関する知識【短期】</li> <li>・遊び・言葉による表現・身体による表現・演劇・映画・サウンドスケープなどの音楽と深く関わる文化に関する知識【短期】</li> <li>・生活や社会における多様な音楽の営みに関する知識【短期】</li> </ul> <p>②鑑賞に関する知識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鑑賞の対象となる多種多様な音楽について、その曲想と音楽の構造との関わりに関する知識【短期】</li> <li>・鑑賞の対象となる多種多様な音楽について、音楽の特徴とその背景となる文化や歴史などとの関わりに関する知識【短期】</li> </ul> <p>③〔共通事項〕に関連する知識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・音楽を形づくっている要素を聞き取り、それらの働きが生み出すよさなどを感じ取りながら、聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考える力【短期】</li> <li>・音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる音符、休符、記号や用語について、音楽における働きと関わらせて理解する力【短期】</li> <li>・音楽理論の知識【短期】</li> </ul> <p>④我が国や諸外国の音楽に関連する知識・技能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国や郷土の音楽の特質についての知識【短期】</li> <li>・話し声を生かした歌い方や口唱歌についての知識・技能【短期】</li> <li>・楽器の扱い方の知識・技能【短期】</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表現の対象となる曲などの背景についての知識【短期】</li> <li>・発声の技能【継続】</li> <li>・歌唱の技能【継続】</li> <li>・楽器を演奏する技能【継続】</li> <li>・伴奏の技能【継続】</li> <li>・即興演奏の技能【継続】</li> <li>・指揮の技能【継続】</li> <li>・作・編曲の技能【継続】</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国や郷土の伝統音楽及び諸外国の様々な音楽の特徴と、その特徴から生まれる音楽の多様性についての知識【短期】</li> <li>・鑑賞に関する知識と音楽や演奏のよさなどを関わらせ、考えたことを言語などによって表現できる力【短期】</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・音楽形式の知識【短期】</li> <li>・楽器の名称や音色と演奏の仕方との関わりについての知識【短期】</li> <li>・五線譜・一本線・奏法譜・図形楽譜・テキスト楽譜などの特徴および記譜の知識【短期】</li> <li>・移動ド唱法の知識【短期】</li> <li>・口唱歌の知識【短期】</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体の動き方についての知識・技能【短期】</li> <li>・諸外国の音楽など多様な音楽の文化的な背景についての知識【短期】</li> </ul>

表3 静岡大学モデルにおける[2]小学校音楽科における専門的事項の内容

全体目標		・小学校音楽科の授業実践に求められる基礎的・基本的な小学校音楽科の知識及び技能、見方・考え方、思考力・判断力・表現力等を、授業場面を意識しながら身に付ける。 ・小学校音楽科の授業実践に求められる小学校音楽科の学習指導のための教材研究等に必要な知識及び技能を身に付ける。	
学習内容	(1) 資教科・ 能固力有の	一般目標	小学校音楽科の授業実践に求められる基礎的・基本的な小学校音楽科の知識及び技能、見方・考え方、思考力・判断力・表現力等を、授業場面を意識しながら身に付ける。
		到達目標	1) 授業実践に求められる基礎的・基本的な歌唱についての知識及び技能、見方・考え方、思考力・判断力・表現力等を身に付けている。 2) 授業実践に求められる基礎的・基本的な器楽についての知識及び技能、見方・考え方、思考力・判断力・表現力等を身に付けている。 3) 授業実践に求められる基礎的・基本的な音楽づくりについての知識及び技能、見方・考え方、思考力・判断力・表現力等を身に付けている。 4) 授業実践に求められる基礎的・基本的な鑑賞についての知識及び技能、見方・考え方、思考力・判断力・表現力等を身に付けている。
	(2) 知背教 識景科 及とに 固技有 能の	一般目標	小学校音楽科の授業実践に求められる小学校音楽科の学習指導のための教材研究等に必要な知識及び技能を、授業場面を意識しながら身に付ける。
		到達目標	1) 授業実践に求められる基礎的・基本的な歌唱についての教材研究等に必要な知識及び技能を身に付けている。 2) 授業実践に求められる基礎的・基本的な器楽についての教材研究等に必要な知識及び技能を身に付けている。 3) 授業実践に求められる基礎的・基本的な音楽づくりについての教材研究等に必要な知識及び技能を身に付けている。 4) 授業実践に求められる基礎的・基本的な鑑賞についての教材研究等に必要な知識及び技能を身に付けている。

### 3.1. 静岡大学モデルとの比較

はじめに静岡大学モデルの専門的事項の内容（広島大学大学院教育学研究科 2018a：pp.77-78）を筆者が整理したものを表3に示す。

まず、広島大学モデルとの共通点として、どちらも学習指導要領に準拠していること、また、大きな枠組みから各学習項目へと階層的に細分化されていくという構造を持っていることが挙げられる。

広島大学モデルとの相違点としては、到達目標の構成が挙げられる。広島大学モデルが、学習指導要領の「1 教科の目標」に示されている「知識及び技能」の習得、「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」を、学習内容の各項目として設けているのに対し、静岡大学モデルでは学習指導要領の内容「A 表現」「B 鑑賞」の4つの分野を直接反映させた形を土台とし、学習指導要領の「1 教科の目標」は、全体目標と到達目標のすべての項目に盛り込んでいる。

両者の比較に基づいて広島大学モデルを検討すると、学習指導要領の「教科の目標」を学習項目として明確に意識できる点や、歌唱・器楽・音楽づくり・鑑賞の各分野を横断的に学習するカリキュラムが発想しやすいという点においては利点がある一方、挙げられた資質・能力を身に付けるための活動については、分

野ごとに項目を立てている静岡大学モデルに比べてわかりにくいということが難点であるといえる。

### 3.2. 教大協モデルとの比較

本項では教大協モデルとの比較を行う。今回参照した教大協モデルは、2007年に作成されたモデル（日本教育大学協会モデル・コア・カリキュラム研究プロジェクト 2007）をもとに、新たに検討されたものである。表4は、その具体的な内容（高橋ほか 2018:p.96）を筆者が整理したものである。

教大協モデルの枠組みは「（7科目が横断的に関連する音楽の）知識・技能」「学習指導要領の理解」「音楽科の指導方法及び授業設計」から成る（日本教育大学協会 全国音楽部門大学部会 2017：p.44）。この中で「学習指導要領の理解」と「音楽科の指導方法及び授業設計」は、広島大学モデルにおける「[1]音楽科の指導法」の内容に相当するものである。そのため、ここでは、「（7科目が横断的に関連する音楽の）知識・技能」のみに着目したい。

本項では広島大学モデルにおける知識・技能と、教大協モデルにおける知識・技能を比較するために、広島大学モデルの知識・技能にあたる教大協モデルの知識・技能を検討した。

教大協モデルでは、知識・技能にあたる各項目が、

表4 教大協モデルにおける「教科及び教科の指導法に関する科目」の内容

到達目標（教職実践演習）	確認指標	項目	学習形態・学習理論
・教科書の内容を理解しているなど、学習指導の基本的事項（教科書等の知識や技能など）を身に付けている。 ・板書、話し方、表情など授業を行う上での基本的な表現力を身に付けている。 ・子どもの反応や学習の定着状況に応じて、授業計画や学習形態等を工夫することができる。	音楽科で必要とされる基本的知識を身に付けているか。	確認指標に対応する具体的な項目（詳細は略）	「どのように学ぶか」 講義、演習、フィールドワーク、実地体験等の工夫  グループディスカッション、ディベート、グループワーク
	音楽科で必要とされる基本的技能を身に付けているか。		
	学習指導要領に示された音楽科の目標及び内容を理解しているか。		発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等
	基礎的な学習指導理論を理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付けているか。		

詳細に示されており、そのぶん項目数も多い。表4では、「項目」の欄を省略しているが、例えば、広島大学モデルにおける「作・編曲の技能」にあたると考えられる項目として、教大協モデルでは「和声の簡単な仕組み、楽式、声や楽器の特性など、作曲・編曲に関する基本的な知見を持っている」「記譜に関する基礎的な能力を身に付けている」「作曲・編曲に関する基礎的な技能を持ち、簡易な作品を成すことができる」「作曲・編曲に関する知識・技能を、教材開発に生かすことができる」の4つの項目で示されている。

また、教大協モデルでは、広島大学モデルで挙げられている「範唱を聴いたり、ハ長調及びイ短調の楽譜を見たりして歌う技能」「即興演奏の技能」「移動ド唱法の知識」「口唱歌の知識」「体の動き方についての知識・技能」といった項目は含まれていない。

これらの比較に基づいて検討すると、広島大学モデルの利点として、学習指導要領で求められる知識・技能をカバーしやすいことが挙げられる。一方で、一つひとつの知識・技能の到達目標が細かく明確に示されている教大協モデルに対し、広島大学モデルでは、何をどこまでわかる（できる）ようになれば良いのかということが曖昧である。ただ、このことは、到達目標を柔軟に設定できることでもあるため、一概に問題点と見做すことはできない。到達目標を柔軟に設定できることは、各大学の学生の習熟度に応じた運用が可能になるということでもあるからである。

#### 4. 「教科に関する専門的事項（音楽）」の科目編成に向けた提案

本章では、前章における検討結果を踏まえ、小学校教員養成における「教科に関する専門的事項（音楽）」の科目編成に向けた提案を試みる

##### 4.1. シラバス編成に向けて

広島大学モデルでは、シラバスを作成する際の参考資料として、同モデルに基づいたシラバス例も作成されている。「2. 音楽に関する専門的事項」では、1単位8コマ分の授業構成例が1つ、2単位15コマ分の授業構成例が7つ示されている。ここでは、シラバス編成のために、どのようなことに留意すべきかを、広島大学モデルにおける音楽科の専門的事項で身につけるべき知識・技能の内容と、シラバス例を参照しながら考察する。

シラバスを編成する際の要点は数多くあるが、学習内容を身に付けるために要する期間は、そのなかでも重要なもののひとつである。ここでは、広島大学モ

デルにおける音楽科の専門的事項の一つひとつについて、短期的な学習で身に付けられると思われるものと、継続的な学習が必要になるとと思われるものとに分類した。前掲表2の各項目に付した【短期】、【継続】という表記は、その分類の結果を示している。短期的な学習で身に付けられると思われるものは、主に知識の習得であり、継続的な学習が求められるものは、主に演奏技能の習得である。

これらを両立してすすめるための方策としては、継続的な学習が必要な内容を常時活動として位置づけながら、短期的な学習で身に付けられる内容を織り交ぜて進めていくことが考えられる。表5のシラバス例(広島大学大学院教育学研究科 2018a : p.151)は、そのように編成された例である。

しかし、現実的には、この例のとおり授業を進めることは、時間的にかなり難しいと考えられる<sup>1)</sup>。身に付けるべき知識・技能が多様であることから、

表5 2単位15コマ分の授業構成例

授業スケジュール	回	
	1	生活や社会における音や音楽 我が国や諸外国の音楽 伴奏の技能と工夫①—伴奏の役割・打楽器による伴奏の実践
	2	歌唱表現の技能と工夫① [共通事項]の理解 伴奏の技能と工夫②—鍵盤楽器演奏の際の姿勢・指番号・指使い・練習方法
	3	歌唱表現の技能と工夫② 伴奏の技能と工夫③—主旋律と低声部に焦点をあてて
	4	指揮の技能と工夫 伴奏の実践①—歌唱の伴奏
	5	合唱表現の技能と工夫 声の種類・変声期の理解 伴奏の技能と工夫④—和音に焦点をあてて
	6	器楽表現の技能と工夫① 楽器の活用法①—リコーダー・鍵盤ハーモニカを中心に 伴奏の技能と工夫⑤—一曲の特徴にふさわしい表現を目指して
	7	器楽表現の技能と工夫② 曲想と音楽の構造との関わりについての理解 楽器の活用法②—音楽室の様々な楽器を中心に 伴奏の技能と工夫⑥—練習方法の振り返りと改善
	8	器楽合奏の技能と工夫 楽器の活用法③—電気楽器・ICT等のテクノロジーを中心に 伴奏の実践②—器楽合奏の伴奏
	9	伴奏の技能と工夫⑦—和音及びコードネームの理解とともに
	10	音楽づくりの技能と工夫① 伴奏の技能と工夫⑧—伴奏形・リズム形の工夫
	11	音楽づくりの技能と工夫② 伴奏の技能と工夫⑨—旋律に合った伴奏のつけ方
	12	音楽づくりの活動の考察① 音楽づくりの活動のための学習材①—音の出るものを中心に— 伴奏の技能と工夫⑩—移調奏
	13	音楽づくりの活動の考察② 音楽づくりの活動のための学習材②—音楽を記録する方法を中心に— 伴奏の技能と工夫⑪—楽譜どおりに演奏することが困難な場合の方法
	14	鑑賞① 音楽形式の理解 我が国や諸外国の音楽 伴奏の実践③—ポピュラー音楽等の新しい歌を中心に
	15	鑑賞② 伴奏の実践④—我が国や諸外国の音楽を中心に

非現実的な、詰め込み過ぎの学習計画になってしまっているのである。たとえ基礎的・基本的な内容であるとしても、その内容を網羅するためには、1単位（もしくは2単位）分の授業時間では不足しているといわざるを得ない。このことを踏まえ、広島大学モデルのシラバス例では、1つの科目にすべての項目を網羅的に詰め込むだけでなく、複数の科目が開講されることを前提としたシラバス例（「⑦鍵盤楽器による伴奏の技能に重点を置いた授業構成例」など）も示されている。実際、学習内容を網羅的に学ぶためには、複数の科目に学習内容を分散させるほうが現実的である。そのためには、できる範囲で授業科目を増やす（減らさない）努力をし、学習機会を保障することが不可欠であると同時に、複数の科目のつながりを意識してシラバスを作成することが求められる。とりわけ、複数の科目を異なる教員が担当する場合には、密に連携しながらシラバスを作成していくことが重要である。

さて、ここまで述べてきたように、授業科目を増やす（減らさない）努力は重要ではあるが、中央教育審議会が「限りある履修量の中で効果的な履修が行われるよう履修の仕組みを工夫することが必要」（2015：p.31）と指摘しているように、学習の効率化をはかることもまた重要である。次項では、そのための方策として、技能習得のための ICT 活用を提案する。

#### 4.2. 学習の効率化に向けて

1つ目の提案は、大人数の授業を想定した活用である。一般的に、技能習得のための授業は、個別指導または少人数が望ましいとされているが、現実的にはそれが叶わない状況の大学も少なくないだろう。この問題を解決するための方策については、これまでに様々な研究が発表されてきた。例えば、小倉（2009）による ML 授業のためのカリキュラムの提案、松尾ら（2017）によるデジタル教科書の有効活用の事例などは、この問題解決のための示唆を含んでいると思われる。

2つ目の提案は、予習・復習のための ICT の活用である。継続的な学びを必要とする技能の習得のためには、授業のみならず、自主練習が欠かせない。これについても、先行研究の成果が参照できるであろう。とりわけ、近年では、対面授業と ICT 学習を効果的に組み合わせたブレンディッドラーニング（blended learning）への関心が高まっている。例えば、深見ら（2008）は、学生に演奏映像を録画・提出させることで、ピアノ実技能力の向上に一定の効果があるとしている。また、長嶺（2017）は、講義動画の視聴による予習、対面授業、動画撮影による自身の演奏の振り返

りを組み合わせた授業実践を行い、その効果を検証している。

#### 4.3. 教員になった後の学びに向けて

4.1.では、継続的な学習が必要となる項目を含む多種多様な知識・技能を身に付けるためには、そのための時間と機会を確保することの必要性を述べた。しかしながら、これほどの多種多様な知識・技能をじゅうぶんなレベルまで身に付けることは、小学校教員養成課程の4年間だけでは困難である。静岡大学モデルの到達目標のすべての項目に「基礎的・基本的な」という文言が付されているように、大学で学べることはその程度に留まらざるを得ないのかもしれない。だが、重要なことは、この場合の「基礎的・基本的な」内容を、単に「最低限のレベル」として解釈するのではなく、将来「学び続ける教員」となるための基盤と考えることである。ここでは、そのための提案として、2つの案を挙げる。

1つ目は、継続的な学習が求められる項目について、指導者がいなくても自己の技能の向上を目指していく資質・能力を身に付けさせることである。具体的には、効率的な練習の仕方を学ばせることである。

2つ目は、音楽科に関する背景的な知識をより深めていくためのきっかけを与えることである。例えば、講義の最後に、その講義で扱った内容をより専門的に深めていくための文献・資料を一層積極的に紹介するといったことが考えられる。

## 5. おわりに

本稿では、「教科に関する専門的事項（音楽）」に焦点を当て、2つのモデルコアカリキュラムとの比較をとおして広島大学モデルの特徴を検討し、これからの学校教育で求められる教員を養成するための提案を試みた。

1章で述べた教職課程コアカリキュラムは、大学における教員養成の下で学芸の側面が過度に強調されたり担当教員の関心に基づいた授業が展開されたりしていること、学校現場の課題が複雑化、多様化する中、教員養成課程において、実践的指導力や課題への対応力の習得が不可欠という背景により、すべての大学の教職課程で共通的に習得すべき資質能力を明確化することで教員養成の全国的な水準を確保する、という目的のもとで作成された。音楽科を支える関連諸学問や領域、背景的な知識・技能が膨大に存在する中で、教員養成指標やコアカリキュラムは、教員の資質能力の向上や質保証、見通しを持った指導の工夫への視点へ

とつながる契機となりうるだろう。しかし、教科に関する専門的事項と教科の指導法の連携を強化したり、学校現場の変化及び学習指導要領の改訂を踏まえた質の高い教職課程の編成等により大学の特色や強みを生かした工夫をしたりするという大括り化の本来の目的を阻害する危険も大きい。さらに、一律に示されたコアカリキュラムが形骸化したり、その内容を消化することに追われるだけとなったりすることも懸念される。

養成、採用、研修の一体化に向け、自律して学び続ける教員養成を行うためには、形式的に網羅して薄めた内容を追うのではなく、学生一人一人の資質能力に即した学修ができる柔軟さを保障しながら、音楽科の本質をつかめるような教科に関する専門的事項の科目を編成する必要がある。

## 【注】

- 1) なお、時間的な制約はあるが、表5のシラバスを8コマ分の時間で構成したシラバス例も示されている(広島大学大学院教育学研究科 2018a : p.151)

## 【参考文献】

- 小倉隆一郎 (2009) 「ML 授業におけるレッスン・カリキュラムの見直しとその効果」『教育学部紀要』文教大学, 43巻, pp.39-47.
- 高橋雅子・木下大輔・兼重直文・齊藤祐・浅井暁子・神部智・小島千か・頃安利秀・阪本幹子・菅生千穂・寺尾正・山本訓久 (2018) 「2017年版 教員養成音楽科モデル・コア・カリキュラムの提案」『宇都宮大学教育学部教育実践紀要』第4号, pp.93-100.
- 中央教育審議会 (2015) 「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について(答申)」, 中教審第184号 平成27年12月21日, インターネット, [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365665.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365665.htm) (2018/9/16にアクセス)
- 長嶺章子 (2017) 「ピアノ弾き歌い学習支援におけるICT 利活用の効果と課題」『植草学園短期大学紀要』19-1号, pp.11-20.
- 日本教育大学協会モデル・コア・カリキュラム研究ブ

ジェクト (2007) 「教員養成カリキュラムの到達目標・確認指標の検討－中学校教員養成における〈教科〉の在り方を中心に－」

- 日本教育大学協会 全国音楽部門大学部会 (2017) 「全大会 I 『音楽科モデルカリキュラム検討委員会』報告 音楽科モデル・コア・カリキュラムの提案」『日本教育大学協会全国音楽部門大学部会 会報』第42号, pp.44-51.

- 広島大学大学院教育学研究科 (2018a) 『文部科学省委託 教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業「教科教育モデルコアカリキュラムの策定事業」報告会』
- 広島大学大学院教育学研究科 (2018b) 『文部科学省委託 教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業「教科教育モデルコアカリキュラムの策定事業」報告書』

- 深見友紀子・中平勝子・赤羽美希 (2008) 「ピアノ弾き歌い実技指導における練習映像提出併用の効果」『京都女子大学発達教育学部紀要』第4号, pp.19-27.
- 松尾七重・樋口咲子・本多佐保美・小橋暁子・伊藤葉子・中山節子・木下龍・辻耕治 (2017) 「教科指導における ICT 活用の具体化－実技教科の特徴を生かして－」『千葉大学教育学部研究紀要』第66巻 第1号, pp.161-168.

- 文部科学省 (2017a) 「教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令の公布について(通知)」29文科初第1113号 平成29年11月17日, [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/1398706.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1398706.htm) (2018/8/13にアクセス)

- 文部科学省 (2017b) 「資料2 第4回までの意見集」, インターネット, [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/077/attach/1382664.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/077/attach/1382664.htm) (2018/9/16にアクセス)

- 文部科学省 (2018) 『小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 音楽編』 東洋館出版社.

## 【附記】

研究にあたっては全員で検討を行い, 1. 5. を権藤, 2. を寺内, 3. 4. を長山が執筆した。